

循環取引 による不正と 法務対応

「循環取引」による企業不正が後を絶たない。
同取引の問題点や、どのように防止・発見
すればよいのか検証する。

弁護士 遠藤元一

1 後を絶たない循環取引

会計不祥事が生起し、社会問題として認知される度に財務会計制度を中心とした制度改革が行われているにもかかわらず、依然として会計不祥事が繰り返されている。中でも循環取引、すなわち売買や請負等が連鎖して最初の売主等が最終の買主等と同一になる会計不祥事は少なくない。直近では、本年六月一二日、ゲームソフト制作会社の(株)インデックスが同社、子会社、取引先などの会社との間で循環取引を行い、数十億円の売上高水増しによる粉飾を数年間にわたり行い、金融商品取引法違反の疑いがあるとして証券取引等監視委員会の強制捜査を受けた。そのほか本年七月一日、インターネット広告代理店の(株)フルスピードは、同社の元連結子会社で、フリービット(株)に全株式を譲渡した(株)ベッコアメ・インターネットで循環取引を含む粉飾があったとする調査報告書(注1)を公表するなど、後を絶たない。

自らは首謀者・協力者ではなく、循環取引とは知らされずに取引に参加する場合、商品・サービスの

商流全体を把握しなくても自らが契約関係に立つ仕入先・販売先との間で契約関係書類を授受するだけで確実に代金決済が得られ、売上げを達成できる利点があるため、取引を繰り返すうちに、ある日突然、首謀者・協力者が破綻し(注2)、多額の売掛金が焦げ付き、さらには循環取引とわかっていながら取引を継続していたとの疑義をかけられ、民事・刑事責任を追及される等のリスクが生じる可能性は皆無ではない。

本稿は、循環取引に関わることによる企業価値の毀損を避ける目的から、まず循環取引を概観し、次に循環取引がなぜ問題であるかを論じ、最後に循環取引の防止・発見方法を整理する。

2 循環取引の諸相

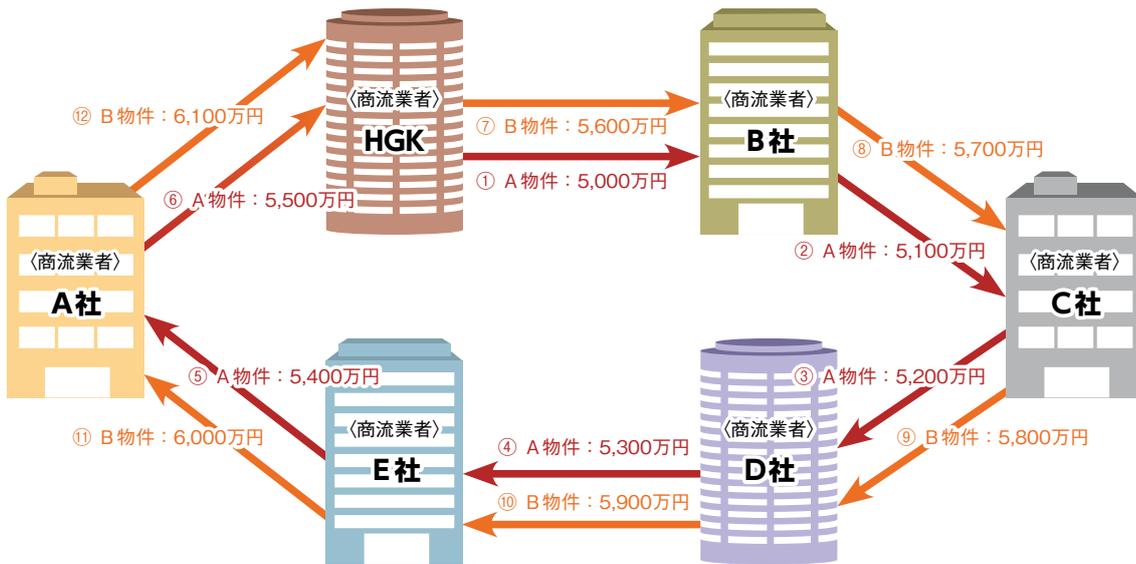
(1) 循環取引の多様な類型と概念の不明瞭さ

何が循環取引に該当するかは実務的には必ずしも明確になっておらず(注3)、循環取引に多様な類型が存在することもその一因である。そのいくつかの形態を挙げると、

- (注1) 「親会社フリービット株式会社に係る特別調査委員会の調査報告書受領、当社による調査内容及び当社の各期連結財務諸表に与える影響の概要並びに今後の対応について」(平成25年7月)。
▶ <http://www.fullspeed.co.jp/ir/pdf/c680c7696bd2d152f3944595372b6ac4.pdf>
- (注2) ㈱インデックスは本年6月27日、東京地方裁判所に対し民事再生手続開始申立てを行った。
- (注3) 鳥羽至英「循環取引による加ト吉粉飾決算事件(上)」月刊監査役(580号)36頁参照。

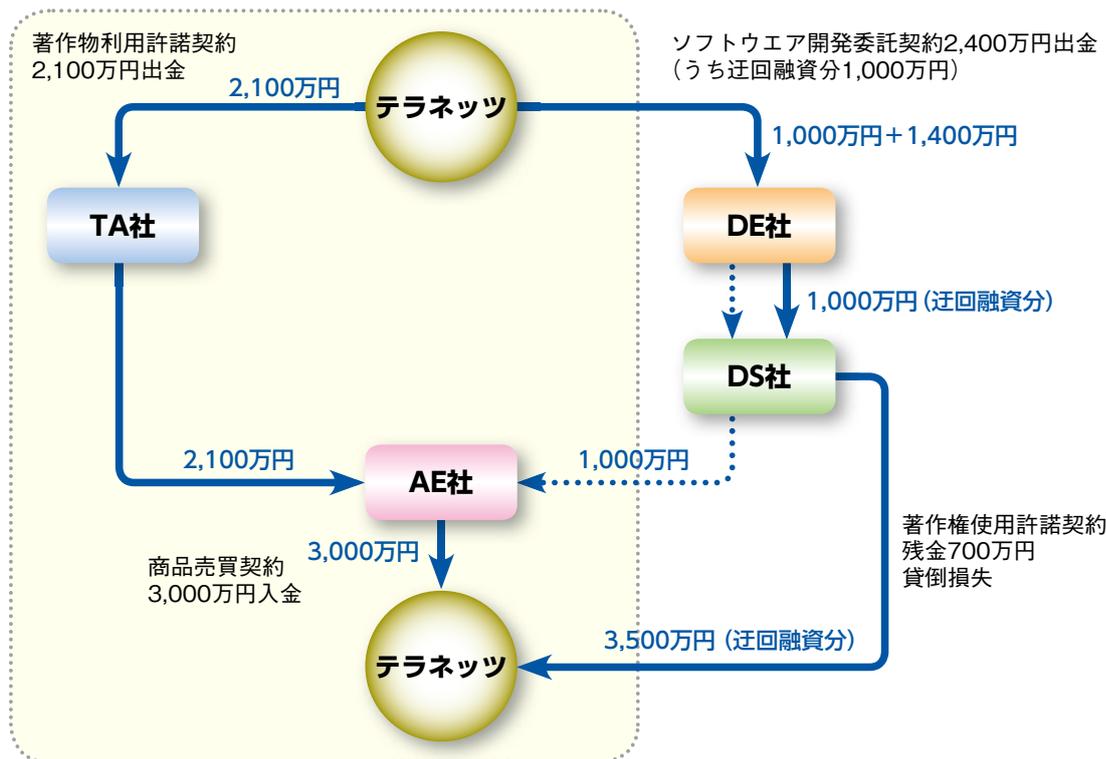
- ① 実体を伴わない架空の目的物が同一性を維持したまま循環するというシンプルな形態の取引(図表1)
- ② 実体を伴う実取引と架空取引とを巧みに組み合わせる取引
- ③ 目的物は存在するが売買代金と釣り合っていないもの(売上高・利益の嵩上げ・水増し)
- ④ 目的物が一巡した時点でリース契約に切り替える等して棚卸資産から金融資産に変わる取引
- ⑤ 途上で目的物の仕様(コード)が変わる取引
- ⑥ 異なる取引形態を経由して実質的に資金を循環させる取引(図表2)

図表1 循環取引のパターン：架空の目的物が同一性を維持したまま循環(例：広島ガスHGK架空循環取引)



- ⑦ 最初の売主と最終の買主とが実質的には同一だが完全に一致していない取引

図表2 循環取引のパターン：異なる取引形態を経由して実質的に資金を循環(例：クラウドゲート(旧テラネット)架空循環取引)



等が見られ、「架空循環取引」という呼称だけでは、このような多様な類型が含まれることを感得し難

点がある。
注意を要するのは、循環取引は特別な取引形態・手法があるわけ

ではなく、通常の正常な取引形態である売買・請負・業務委託・ライセンス契約等を利用し、それに仮託して行われることである。この点を看過すると、経済的合理性のある正常な商取引と循環取引とを区別できず、混乱に陥りかねない。

例えば、福岡魚市場事件(注4)は、親会社(福岡魚市場(株))が子会社(株)フクシヨク)に蒲鉾等の製品を製造するのに必要な鮮魚類を提供し、子会社が製造する製品を需要期である年末まで親会社が買い上げ・ストックし、需要期に子会社に売り戻して、子会社が顧客に販売する「ダム取引」を行っていた。この取引は経済的な合理性のある取引と考えられる(注5)。

これに対し、商品価値がない蒲鉾等の製品をダム取引に仮託して水増しして粉飾を行う「グルグル回し取引」(これも循環取引の一類型と捉えられる。注6)には経済合理性が認められない。親会社・子会社が、売上増加の維持や不良在庫の評価損の回避等の粉飾目的でグルグル回し取引を開始した時点で、経済的な合理性を考えると余地はなくなっているのである。

しかしながら、裁判例は「グルグル回し取引」を「ダム取引の発展形」と捉え、両者を区別することなく「営業上の必要ないし短期間の資金繰りの必要性等からのやむを得ない経営上の事情等があるときに、後にそれに対する適正な回復処理が行われることを前提に」例外的に会社経営上適法、妥当と判示しており、「グルグル回し取引」に経済合理性がなく、経営判断として許されるはずのないことを看過した点は問題である。

(2) 多様な商品・サービス

循環取引の目的物(契約の対象物)は、古くから、石油製品、水産物、繊維、鉄鋼原料製品などが用いられていたが、最近では、それに加えて、建築資材・機器、重機、フラットパネルディスプレイ製造装置、医療機器、プラスチック製品等の化学品、システム機器・ソフトウェア、ECサイト売買、著作物のライセンス契約、コンサルティング業務、マーケティング契約等、極めて多種多様な商品や役割が利用されている。

「わが社は商社ではなく、取り扱う商品・サービスも循環取引とは

(注4) 福岡高判平成24年4月13日、金融商事判例1399号24頁。

(注5) 需給間のギャップを調整し、ファイナンスの役割等を果たす「備蓄取引」に該当する。

(注6) 二者間での循環取引(往復取引と呼ばれる)で、(株)フクシヨクが魚市場のみならず複数の仕入業者との間で往復取引を行っている点に特徴がある。

(注7) 「上場会社の不正調査に関する公表事例の分析」経営研究調査報告第40号(日本公認会計士協会、平成22年4月)9頁。

▶ http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/pdf/2-3-40-3-20100419.pdf

外部との共謀がない単独犯での循環取引も存在する。「当社の不適切な会計処理に関する調査結果等のご報告」(愛知時計電機株、平成22年11月)等。

▶ http://www.aichitokei.co.jp/ir/disclose/pdf/101111_01.pdf

図表3 不正行為の特徴と9つの類型

	経営者	①	②	③
	上位管理者	④	⑤	⑥
	その他従業員	⑦	⑧	⑨
		単独	内部共謀	外部共謀

- ① 経営者単独不正
- ② 経営者同士、経営者と上位管理者あるいは経営者と従業員といった内部共謀による不正
- ③ 経営者と他の会社や外による外部者との外部共謀による不正
- ④ 上位管理者単独の不正
- ⑤ 上位管理者同士あるいは上位管理者と従業員との内部共謀による不正
- ⑥ 上位管理者と他の会社や外部者との外部共謀による不正
- ⑦ 従業員単独の不正
- ⑧ 従業員同士の内部共謀による不正
- ⑨ 従業員と他の会社や外部者との外部共謀による不正

出典：「上場会社の不正調査に関する公表事例の分析」経営研究調査報告第40号(日本公認会計士協会)10頁。

(3) 関与者の属性

無縁だ」と考える上場企業の役員がなっていると聞くが、楽観視せず、不正の糸口がないか日ごろから注視する必要がある。

循環取引の関与者は、行為者の職位(経営者・上位管理者・その

他の従業員)と、共謀関係の有無とで以下のように分類できる。

▼ 経営者が関与するトップ関与型・組織ぐるみ型の場合(業務上の権限が広い)

▼ 特定の部署・担当者が行う場合(権限の範囲が狭く、限定されている)

この二つの事項に、

▼ 共謀関係の有無(単独・内部者との共謀・外部者との共謀)

の組み合わせで、図表3のような類型に分類される(注7)。

特定の部署・担当者が関与する場合は、会社から与えられている権限が具体的な業務のある一定の範囲に限定されているため、実行できる循環取引の範囲・規模は自ずと限られるが、経営者が関与する場合、会社経営に関わる極めて広範な権限が付与されているため、企図しうる循環取引は多種・多様な範囲に及び、また内部統制を無視ないし破壊しながら実行し、会社内部にも徹底的な隠ぺいを指示するため、財務上のバランスが崩れない段階では通報・告発等がない限り、循環取引の糸口すらつかめないことがある。

(4) 関与者により異なる

目的・動機

循環取引の目的・動機は、経営者関与型と従業員関与型とで異なる。経営者関与型では、決算内容を実態より良く見せようとすることであり、

- ① 架空売上により成長性を偽装し、信用力を維持する(注8)
 - ② 配当の維持あるいは増加
 - ③ 取引先や金融機関への信用力の維持・債務者区分の向上
 - ④ 市場における資金調達容易性の確保
- 等がある。

- 従業員関与型では、
- ① 売上目標の達成(注9)
 - ② 負債の調整・隠ぺい
 - ③ 取引先の支援
 - ④ 不良在庫の隠ぺい
 - ⑤ 融通手形の切り合い
- 等である(注10)。

3 循環取引の問題点 — 企業価値を毀損する 二つのクライシスリスク

循環取引の問題点は、大別して二つの面で企業価値を毀損させるクライシスリスクが存在すること

である。

第一は、取引先に対する信用を低下させる「信用リスク」である。循環取引では契約の目的物が存在しないか、存在しても売買代金に見合っていない商品であるために、買主が代金を支払わない場合、商品が売掛金の担保として機能しない。その上、循環取引は本来であれば新規に与信を供与できないか、あるいは与信を継続できない取引先に対し与信を供与する場合は多いし、滞留在庫や延滞債権を先送りする目的の場合はすでに発生している信用リスクがさらに増大することになる(注11)。

特に厄介なのは、直接の取引先ではない、循環の環に参加している企業の中の一社だけでも決済ができない場合、その影響が回りま

(注8) 株インデックスのケースはまさにこれに該当するであろう。

(注9) 株ベッコアメ・インターネットは、手数料の取得が目的であった。前掲・注1、14、21～22頁。

(注10) 一ノ宮士郎「QOE〔利益の質〕分析」(中央経済社、2008年)82～83頁、手塚仙夫「取引別・勘定科目別—虚偽表示リスクを見抜く監査ノウハウ〔第3版〕」(中央経済社、2010年)71～72、81頁。

(注11) 星野豊「判批」ジュリスト(1432号)106頁は循環取引を無効と考える理由として、他人をして当該当事者の事業に係る業績を見誤らせるおそれがあることを付加することを示唆する。

(注12) 「発見」は不正が起きたか、起きているかを適時かつ迅速に認識する手法に焦点を、「防止」は不正の発生を阻止する方針、手続き、訓練およびコミュニケーションを包含するとの差異がある。

わって自社に波及する可能性があるという点である。具体的には、商品・サービスの供給元(仕入先)および販売先は信用を供与できる企業であるため、与信上のリスクがないものと認識して介入取引当事者として参画しても、自社と直接契約関係にはないが循環取引の環に参加している企業の一社が代金決済できない、あるいは破綻すると、同社と契約関係に立つ当事者から順繰りあるいは遡って商品・サービスの供給がないことを理由として販売先からは代金の支払いを受けられず、販売先による代金支払いの拒絶や仕入先への返還が拒絶されるなどのリスクが生じうる。

第二は、会社計算書類の虚偽記載等や有価証券報告書等の重要な虚偽記載等の会社法、金融商品取引法違反のリスクである。実態を伴わない、あるいは水増しされた取引による粉飾は決算に影響を与え、金額次第では過年度決算訂正を余儀なくされ、発覚時期次第では決算手続を延期せざるを得ない事態に陥る。連結子会社での循環取引が親会社の有価証券報告書等の虚偽記載に発展しかねない深刻

な問題を引き起こし、市場からの

信認・上場企業としてのレピュテーションの毀損やインテグリティ・リスクをもたらすこともありうる。また、重要な虚偽記載に該当する場合は、課徴金による処分や民事責任を追究され、循環取引を企図あるいはそれに協力した経営者・従業員の刑事責任が追究される場合もあるため、企業の信用は毀損し、多大な負担をもたらす。

4 循環取引の「防止」 および「発見」

(1) 防止・発見の必要性

いかなる態様であれ循環取引に関与することを防止し、また、関与した場合に早期に発見することが重要である(注12)。

しかし循環取引は、実在する取引先を利用し、売上げの架空・過大計上と同時に仕入れの架空・過大計上を実際に行い、買主および仕入先との間でそれぞれ売買契約関係書類を作成・整備し(偽造の場合もある)、会計記録、在庫等の保有資産の偽装も徹底して行われる。このような、正常な取引条件が整っているように見せかけるな

ど、巧妙な隠ぺい作業を伴うため、容易には発覚し難い(注13)。

しかし、短絡的で単純な循環取引は、その手口・特徴を理解し相対的な注意を払ってチェックすれば発見は可能である。また、緻密に仕組まれた循環取引も、財務諸表に痕跡を残さないように多岐にわたり実態と異なるつじつま合わせを余儀なくされるため、周到に取り繕っても綻びが生じ、永続的に隠し続けることは困難である。企業は、限られた経営リソースの中で不正リスクを合理的かつ許容できる範囲まで低減することを基本的な方針として循環取引の防止・発見方法を探求・整備することが重要である(注14)。このような観点から、以下、いくつかの防止・発見方法を整理しよう。

(2) 与信債権管理によるモニタリング

第一に、与信・債権管理を活用して循環取引を予防・発見する方法が有用である。具体的には、

① 特定の取締役等のみで管理する特別枠・特別管理の取引がないか

② 取引を行うために必要な取締役

役会決議・社内決裁手続を経ていない取引がないか

③ 必要な取締役会決議・社内決裁手続は経ているが、稟議書等に虚偽あるいは不十分な記載や大口取引先の記載が抜けている事態がないか

④ 取締役会の決議や上長の稟議・許可が不要となる金額での取引が頻繁に行われていないか

⑤ 取引先を意図的に分散する取引がないか

⑥ 取引金額に異常性がないか

⑦ 与信限度を超えたり、限度額が急激に拡大した取引先はないか

⑧ 与信の供与・増額をしているにもかかわらず、担保を徴求していない取引先がないか

⑨ 最初の売主等やエンドユーザーを確認できない、商品の実在や仕入先等について十分な説明がされない取引がないか

⑩ 大口・優良取引先であるのに、接触のある社内の関係者が特定の者に限られている取引先はないか

⑪ 自由に価格を決めたり、仕入先・販売先を選択する裁量の多い取引はないか

(注13) 現金による決済を行う場合、売上高が順調に増加し、売上債権、仕入債務も規則的に増加し、財務のバランスが崩れないので、取引を継続しても、循環取引は発覚しにくい。

(注14) 発見に加えて防止への取組が費用対効果が高いことは不正対策の専門家の間では定説になっている。甘粕潔「不正リスク要因の考察—不正リスクへの対応を意識した監査の要点」現代監査(20号)32～33頁。

(注15) 不正に気付くのは現場に最も近い者であり、実際、内部通報により発覚した事案は多い。

(注16) 拙著『循環取引の実務対応—予防・発見から法的紛争処理まで—』(民事法研究会、2012年)317～324頁。



⑫ 取引先への売掛金残高確認で差異がある取引先がないかをチェックする方法が挙げられる。

(3) 取引内容・条件に着目したチェック

第二に、取引条件に着目して予防・発見する方法として、次の①～④がある。

① 異例な取引条件、つまり合理的な理由がないのに通常と異なる下記(a)～(i)のような条件および事象が見られないかチェックする

(a) 手数料(コミッション、マージン)が通常より著しく高い、あるいは低い

(b) 買主が販売先から代金を回収した後に仕入先に代金を支払う条件になっている

(c) 買主の代金支払を契約外の第三者が保証する

(d) その他一方当事者に著しく

有利な特約がある

(e) 売主が転売先の紹介または買戻しを約束する

(f) 契約を締結する前に最終需要者に目的物を納入済みである

(g) 転売先と転売契約の合意をしてから、仕入先である売主と契約を締結する

(h) 仕入先に購入代金全額を支払いながら、買主には一部のみ分割納入、分割請求を繰り返す

(i) 当事者の中に信用力のある企業が存在し、その企業が撤退しても、同様の信用力のある企業が参画して従前と同様の取引が継続する

② 商品の取引金額が異常に高く、取引量も異常に多い、また同一取引先に対するある商品の単価が著しく変化する等の特徴が見られないかチェックする

③ 本来の事業・業務との関連性において、以下の(a)～(d)の事象が見られないかチェックする

(a) 介入取引を行うことが自然で馴染まない企業が介入取引に参画している

(b) その商品・サービスを取り

扱うことが不自然な企業や部門が当事者として参画している

(c) 加工をしていないのに、原材料・仕掛品を仕入れて自社で加工して完成した形を取り、商品番号等を変更して商品売り戻している

(d) 引き合いから契約の締結、物件の引渡し、代金支払までが極端に短期間で行われ、代金決済が短期間で頻繁に行われる

(4) 契約書・契約関係書類の異常性に着目したチェック

第三に、契約書・関係書類の異常性に着目する方法がある。具体的には、以下の方法となる。

① 通常作成されるべき契約書および契約関係書類が作成されていない異常性がないかチェックする

② 契約書や関係書類は作成されているが、以下の(a)～(g)の異常性が見られないかチェックする

(a) 本来の作成時期と異なる時期、あるいはまとまって作成されたり、送付時期が本来の時期とは異なっている

(b) 時系列が不自然に前後している

(c) 本来の目的物である商品・サービスに関する記載が欠落あるいは通常より簡略・大雑把な記載になっている

(d) 取引数量や価格がラウンド数字になっている

(e) 同じ仕様、金額、取引量等の明細の請求書、貨物受領書が複数見られる

(f) 通常とは異なる独自の書式が用いられ、その他の異常性がある

(g) 目的物の納品・検収に必要な手続きが取られていないのに検収書が作成されたり、検収書が作成・添付されていないも、取引先の社印や担当部署の決済権者の印ではなく、個人の認印が押印されていたり、入金予定日の記載がない

(5) 内部通報制度

第四に、内部通報制度によるモニタリング手法である。

内部通報制度は早い段階で不正の芽を摘み、不正のインセンティブを減殺する制度であると同時に、コンプライアンス経営を実現する

(注17) 過去にソフトウェア取引を舞台とした循環取引が多発しており、情報産業サービスにおける「会計環境の特質」が注目されている。

(注18) 前掲・注16、249～268頁、273～279頁。

(注19) 河村賢治「会社法と金商法の交錯 第9回 会計・引受審査・上場審査」ビジネス法務(2011年4月号) 125頁の欄外(4)参照。

(注20) 「監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定に関する意見書」(金融庁、平成25年3月)。

▶ <http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20130326-3/01.pdf>

(注21) 八田進二・町田祥弘「[逐条解説で読み解く] 監査基準のポイント」(同文館出版、2013年)に平易な解説がある。

ためのインフラツールとして極めて重要な制度であり、自社の役員が不正に関わる情報を自発的に積極的に通報しやすくなるような制度の設計・整備・運用が不可欠である。そのためには、通報者の立場・利益が確実に擁護され、通報を行うモチベーションが担保されるような制度として構築・運用できるかという観点からの検討が重要である(注15)。

情報収集・伝達体制の拡充の観点から、取引関係者(エンドユーザーを含む)を対象とした外部通報制度を設けることも一案である。例えば、取引関係者からのクレーム等について本社管理部で一元的に管理し、事業部における異常が発生した場合の情報を適時かつ網羅的に把握する必要がある(注16)。

(6) その他

以上のほかにも、典型的に不正を含む可能性の高い取引に着目するモニタリング(注17)や、財務分析による発見方法等がある(注18)。また、集まった情報を役職員が分析・活用し、不正の糸口を認知できる専門的知見を身につけることも求められよう(注19)。

また、平成二五年三月に金融庁企業会計審議会が公表した「監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定に関する意見書」(注20)は、「財務諸表の重要な虚偽表示をどのように検出して監査の有効性を高めるか」という問いかけに対する処方箋として策定された新たな監査基準である(注21)。監査人だけでなく、企業の内部監査部門等が会計不祥事(循環取引)の糸口を発見するチェックリストとして活用することもある。も有用ではないかと思われる。

えんどう・もとかず

東京霞ヶ関法律事務所所属、日本私法学会、日本内部統制研究会、著作権法学会等所属。専門はコーポレート・ガバナンス、危機管理対応、倒産法等。著書に「循環取引の実務対応」(民事法研究会)、執筆として「所有権留保はどこまで活用できるのか」(NBL、998号)、「子会社に移籍した元社員の違法行為に対する親会社の使用者責任」(ビジネス法務、2012年6月号)、「金融商品取引法上の緊急差止命令制度」(月刊資本市場、2011年11月号)等、多数。

